

# 苗木供給安定促進事業費補助金 の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (配分通知で示す日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

\* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※事業の完了とは: 補助対象経費の支払いが全て完了した日

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

額の確定の通知後、原則、20日以内に補助金を支払います。

資料提出・問い合わせ先 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220  
鳥取県農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課  
電話:0857-26-7305  
メール: moridukuri@pref.tottori.lg.jp